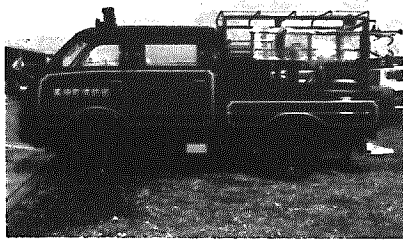


近代化に力こぶ

黒崎町消防団

以外に知らない人が多いのですが、本町には防災組織がもう一つあります。黒崎町消防団です。消防団は、消防署とは違って一般の人で構成されています。消防署ができるまでは、戦前から唯一の防災組織だったのです。新潟大火や新潟地震で活躍し、火災と名のつくものはすべて処理してきました。

もちろん、現在でもその重要性は変わっていません。火災では消防署と同じように行動します。毎年、訓練も行っています。消防団の予算（昭和五十六年度



ポンプ積載車

一般会計）は二千六百九十九万九千円です。総消防予算の五十パーセント。今年度は、今までの消防ポンプに替わるポンプ積載車（一台、百五十五万円）を八台購入します。既に六台が木場、板井、山田、寺地に配備され、それに伴いポンプ置場も今秋新築されました。消防団は、各地区ごとに十二分団に分かれ、その地区と近隣地区の消防活動の中心的役割を担っています。



中之口川での消防団合同演習

団員はどうやって選ばれるのですか。青山「選ぶのは各地区の正、副分団長です。五十世帯に一人ぐらいの割合でお願いしています。」

来年度は団員を減らすとか。青山「予定では現在の定員四百六十二名が二百五十五名になります。分団も十二が八分団になります。」

その理由は？

種村「やはり、近代化ですね。ポンプ積載車が配備されますし、積載車一台に団員十名というところです。」

青山「それに、人手不足もあるんですわ。」

火を見るとドキリ

インタビュー

消防団の団長の青山久男さん（鳥原）、副団長の種村清松さん（板井）と小山信夫さん（大野）に話を伺ってみました。

——いつから消防団に入られていますか。

青山「昭和十七年です。あのころは警防団と呼ばれてまして、戦争中でたいへんでしたわ。」

種村「昭和三十年だったと思います。まだ、手押し腕用ポンプでしたわ。」

小山「三十四年からですね。大野ですから、新町大火は記憶にありますね。」

青山「だいたい、大野分団は火事が多いので大変ですわ。」

小山「町で火を見るとドキリとします。」



右から、小山さん、青山さん、種村さん

昭和三十四年の役場火事。左下に大野分団のポンプが見えます

——団員の手当ては？

小山「年間六千円でしたか。演習は一回七千円です。」

青山「ちよつと安いんですけどね。財政困難というのわかるんですが……。」

——家庭で注意されていることはありますか。

青山「火の元は必ず見ます。これだけはいくら酒を飲んで帰ってきてても欠かしませんね。」

種村「それと、寝たばこはしませんね。消火器も備えています。」

小山「家族には、火だけは気をつけるようにといつも言っています。それに、やはりたばこは危険ですから、寝たばこ、投げ捨てはしません。」

団長の青山さんは、かつて自宅を火災で焼失し、消防活動に取り組もうと決意されたそうです。改めて言うまでもありませんが、火事はほんとに恐ろしい。

守ろう人権

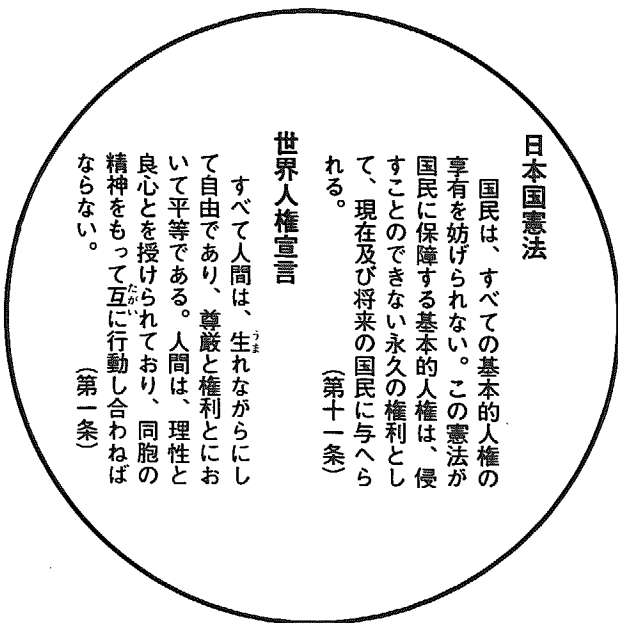
許すな差別

日本国憲法

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。（第十一条）

世界人権宣言

すべて人間は、生れながらにして自由であり、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、同胞の精神をもつて互に行動し合ねばならない。（第一条）



人権週間

十二月四日（土）十日

だけれども、幸福で生きがいのある生活したい。そのためにどうしても欠かすことのできないのが「人権（基本的人権）」です。私たちが、生まれながらにもっている能力を、日々の生活の中でじゅうぶんに発揮して、より幸福な人生をおくるために欠くことのできない権利なのです。

基本的人権には左記の権利があります。

一、自由権 他人の権利を侵さない限り、国から制約を受けずに自由に行動できます。思想、良心、宗教、集会、表現、学問、職業、居住などの自由が保障されます。

二、平等権 すべての国民は法の下の平等であり、人権、信条、性別、社会的身分などにより、いっさいの差別をされることはありません。

三、社会権 すべての国民が人間らしく生きる権利。生存権、教育を受ける権利、勤労の権利があります。



みなさんが、「これは人権問題ではないだろうか」と感じたら、新潟地方法務局（☎〇二五一一二一一五六）か、本町の人権擁護委員に相談してください。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した社会の実情に通じ人格の高い人々です。

赤沼敏正（鳥原）☎七二八四三三
武田實さん☎写真に話を伺ってみました。

——委員をされて何年ですか。

武田「三年です。最近黒崎も平和になったのでしょうか、あまりありませんね。」

——相談される問題は？

武田「一般的に、うわき、離婚、差別などです。サラ金も相談にのります。」

——どのように対処されますか。

今年も十二月四日から十日は人権週間です。人権週間中の強調点は左記のとおりです。

一、人権の共存——互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつくろう。

二、婦人の地位を高めよう。

三、障害者の完全参加と平等を実現しよう。

武田「私たちは話を聞き、アドバイスをして、後は新潟地方法務局の仕事となります。そのケースによって違います。家庭裁判所ですとかね。」

——秘密は厳守されるんでしょうね。

武田「もちろんです。家族にも話しませんし、聞かれないように別室で相談します。」

このように、秘密は守られますし、相談は無料です。次の場合は相談してください。

一、うわきで困っている場合。

一、不当な差別を受けたとき。

一、公害に悩まされている場合。

一、虐待やリンチを受けたとき。